

別表第五(第四号関係)				別表第四(第三号関係)			
区分	科	目	時間数	区分	科	目	時間数
講義		障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義	三	講義		障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義	三
		身体障害者居宅介護等に関する講義	三			身体障害者居宅介護等に関する講義	三
		全身性障害者の疾病、障害等に関する講義	二			視覚障害者の疾病、障害等に関する講義	二
		基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義	三			基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義	二
		障害者の心理に関する講義	一			障害者の心理に関する講義	一
		移動の介護に係る技術に関する演習	九			移動の介護に係る技術に関する演習	九
合計			二〇	合計			五〇
		備考				備考	
		移動の介護に係る制度及びサービスに関する講義を行うこと。				移動の介護に係る制度及びサービスに関する講義を行うこと。	
		居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。				居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。	

別表第六(第五号関係)				別表第七(第六号関係)			
区分	科	目	時間数	区分	科	目	時間数
演習		車いすでの移動の介護に係る技術に関する演習	四	講義		障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義	三
合計			一六	合計			二〇
		備考				備考	
		移動の介護に係る制度及びサービスに関する講義				身体障害者居宅介護等に関する講義	三
		居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。				全身性障害者の疾病、障害等に関する講義	二
		移動の介護に係る制度及びサービスに関する講義				基礎的な介護技術に関する講義	二
		知的障害者居宅介護等に関する講義	三			家事援助の方法に関する講義	一
		知的障害者の疾病、障害等に関する講義	四			医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	一
		障害者の心理に関する講義	一			全身性障害者の介護技術に関する演習	一
		障害者の心理に関する講義	一			移動の介護に係る技術に関する演習	六
		基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義	二			移動の介護に係る技術に関する演習	九

○厚生労働省告示第百一十一号  
 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十五年厚生労働省告示第二十七号)、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十五年厚生労働省告示第二十九号)及び児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十五年厚生労働省告示第三十一号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年三月二十四日  
 厚生労働大臣 坂口 力